

**令和 8 ・ 9 年度 神戸市工事請負競争入札参加者等級格付における取扱い
(次世代育成・男女共同参画支援企業への優遇措置)**

1 この優遇措置実施の目的

企業による次世代育成支援・男女共同参画の取り組みは、子供が健全に育つ環境の整備や少子化の進行の緩和（阻止）、さらには、地域活力の維持・向上につながるという点で地域に貢献する活動であると認められています。

そこで神戸市では、次世代育成支援・男女共同参画に取り組んでいる企業に対して、入札制度の優遇措置を導入することにより、継続的な取り組みを促進するとともに、より広範な企業への取り組み強化及び制度の拡充を目指します。

2 認定基準及び加算点

以下の要件の合計点 上限を 10 点とする

配点	要件	提出資料
5 点	「女性活躍推進法」又は「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画のいずれかを策定（令和 7 年 12 月 31 日現在有効なもの）し、都道府県労働局へ届け出ていること。 <u>※常時雇用する労働者数が 100 人以下の企業に限る。</u>	都道府県労働局の受理印が押印された一般事業主行動計画の写し
5 点	神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業（ミモザ企業）」の認定を取得していること（令和 7 年 12 月 31 日現在有効なもの）。 ※フレッシュミモザ企業は除く。	認定証の写し
10 点	国の「女性活躍推進法」に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし）又は「次世代育成対策推進法」に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん）を取得していること。（令和 7 年 12 月 31 日までに認定されたもの）	認定通知書の写し

3 制度説明

一般事業主行動計画

えるぼし・プラチナえるぼし認定

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定

兵庫労働局雇用環境・均等部（電話 078-367-0820）

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html

※ 兵庫県以外に主たる営業所を有する企業は、各都道府県の労働局が所管となります。

【一般事業主行動計画について】

（１） 女性活躍推進法に基づくもの

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

平成27年に成立・公布された「女性活躍推進法」に基づき、国・地方公共団体、101人以上の企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます。）の策定・届出・周知・公表、③自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません（100人以下の企業は努力義務）。

（２） 次世代育成支援対策推進法に基づくもの

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

平成15年に成立・公布された「次世代育成支援対策推進法」により、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、101人以上の労働者を雇用する事業主は、「行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が100人以下の事業主には、同様の努力義務があるとしています。

【えるぼし・プラチナえるぼし認定について】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）を受けることができます。

【くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定）を受けることができます。

女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度

- ・神戸市内の事業者

神戸市 地域協働局 男女共同参画課（電話 078-361-6978）

[https://www.city.kobe.lg.jp/a47682/kurashi/activate/cooperation/danjyokyoudousankaku/ninntei.h](https://www.city.kobe.lg.jp/a47682/kurashi/activate/cooperation/danjyokyoudousankaku/ninntei.html)

[tml](#)

- ・神戸市以外の県内事業者

兵庫県 県民生活部 男女青少年課 男女共同参画班（電話 078-362-3160）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk17/jyoseikatuyaku/kigyounintei.html>

神戸市及び兵庫県では令和4年度より、職場環境づくりや女性のキャリア形成や登用・定着促進などに積極的に取り組む企業を応援するために、自社の女性活躍推進に向けた進捗状況や課題を把握しているなど、各評価項目において一定の基準に達した企業等を認定しています。

よくあるお問い合わせ

(1) 兵庫県の子育て応援協定は対象となりますか？

加点の対象とはなりません。

【子育て応援協定】

県内に主たる事業所又は支店等を有する企業、店舗、事業者団体であって、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備、地域における子育ての支援、若者の職業的自立の支援、独身男女の出会いの場づくり、女性等の再雇用の支援等の取り組みを2つ以上行っている事業所が対象。

(2) 一般事業主行動計画はどのように策定すればいいのですか？

届出様式は以下のページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

記入例を参考に策定し、都道府県労働局雇用環境・均等部へご提出ください。

詳しくは都道府県労働局雇用環境・均等部へお問い合わせください。

(参考) 兵庫県労働局雇用環境・均等部：電話 078-367-0820